

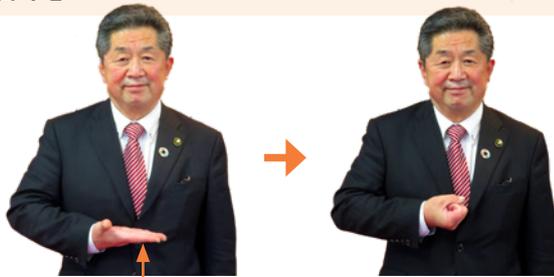
手話にチャレンジ Vol. 4

「丹波市長のあいさつ」

障がい福祉課(本庁第2庁舎内) ☎ 88 - 5262 ☒ 88 - 5283

今回は、市長が就任のあいさつで述べた「私の信条は誠実です。子どもたちに帰ってこいよと言えるまちづくりを目指します。」この言葉を手話で表現します。

「信条」



おなかの位置で右の手のひらを上に向け、握りながら上に上げる

「誠実」



立てた右手の親指側を腹にあてて上に上げ、立てた右手の人さし指を顎にあてる

「帰ってこいよ」



左手で指文字の「キ」を作ります



左手の指文字「キ」の、中指と薬指の背を顎に当て、開いた右手の親指と4本の指を閉じながら右斜め前から手前に引く  
※右手は「帰ってくる」を、左手は「期待」を表現しています。

遠隔手話通訳サービス

スマートフォンやタブレットなどのテレビ電話機能を通じて画面越しに手話通訳者が通訳を行い、耳が聞こえる人と聞こえない人とのコミュニケーションを補助します。丹波市では、令和3年4月1日からサービスを開始しており、災害時の意思疎通や新型コロナウイルスなどの感染症にかかる受診の際に利用できます。

エコ・コラム HP

事業系廃棄物の出し方

環境課(クリーンセンター) ☎ 78 - 9999

店舗、工場、事務所などでの事業活動により発生した廃棄物を事業系廃棄物と呼び、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。これらは事業者の責任で、適正な処理や再生利用を行わなければなりません。不法投棄、野外焼却、無許可業者への委託をすると、廃棄物処理法に基づき罰則が科される場合があります。

ごみの減量に向けた適正な取り組みに、協力をお願いします。処理方法は下記のとおりです。

■許可業者へ委託

産業廃棄物は兵庫県の許可、事業系一般廃棄物は市の許可を得た業者に委託してください。

■クリーンセンターへ搬入※事業系一般廃棄物のみ

事前に「廃棄物排出計画書(施設利用申込書)」の提出が必要です。山南地域は丹波篠山市清掃センターへ搬入してください。